

電力受給契約書
(案)

宮 崎 県

〇 〇 〇 〇 株 式 会 社

電力受給契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、祝子発電所ほか4か所で発電する電気の売却について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、本契約第4条において定める対象発電所で発電する電気の売却について、本契約書及び別途に定める運用申合書のほか、仕様書及び関係図書に従い、これを履行することとする。

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、契約締結日から令和10年3月31日までとする。

（売却期間）

第3条 本契約の売却期間は、令和8年4月1日午前0時から令和10年3月31日午後12時までとする。

（供給電力等）

第4条 供給電力は、甲の所有する次の対象発電所の発生電力から、それぞれの発電所の所内消費電力等を除く全量とする。

所在地	発電所名	発電方式	運用調整 ^{※1}	最大出力(kW)
宮崎県延岡市檜山	ほうり 祝子	ダム水路式水力 (調整池式)	可	^{※4} 17,300
宮崎県延岡市北川町川内名	かみほうり 上祝子	水路式水力 (流れ込み式)	不可	3,300
宮崎県延岡市宮長町	はまご 浜砂	ダム式水力 (調整池式)	可 ^{※2、3}	2,400
宮崎県西都市大字寒川	たちばな 立花	ダム水路式水力 (調整池式)	可	13,400
宮崎県西都市大字上三財	さんざい 三財	ダム水路式水力 (調整池式)	可 ^{※2、3}	8,800

※1 運用調整とは、発電時間や発電量の調整をいう。

※2 浜砂発電所及び三財発電所は、下流の利水者との間で最低限補給すべき常時水量が定められており、原則として常時発電している。

※3 最下流の発電所であることから、運用調整に当たっては、下流河川への急激な水位上昇を防ぐため、発電放流量の増加に一定の制限が設けられている。

※4 祝子発電所の一般送配電事業者との接続契約は、16,800kWである。

(受給地点、受給地点最大電力、電気方式等)

第5条 電力の受給地点、受給地点最大電力、電気方式等は、次のとおりとする。

発電所名	受給地点	受給地点 最大電力	電気方式	周波数	電圧	力率
祝子	宮崎県延岡市檜山66-5 (祝子発電所)	16,800kW	交流3相 3線式	60Hz	66,000V	95%
上祝子	宮崎県延岡市北川町 川内名字小野原山10835-32 (上祝子発電所)	3,300kW	交流3相 3線式	60Hz	66,000V	95%
浜砂	宮崎県延岡市宮長町107 (浜砂発電所)	2,400kW	交流3相 3線式	60Hz	66,000V	95%
立花 三財 田代八重 ^{※5} 綾第一 ^{※5} 綾第二 ^{※5}	宮崎県西都市 大字上三財字川平4663-2 (三財発電所)	81,000kW	交流3相 3線式	60Hz	110,000V	90%

^{※5} 本契約の対象外発電所。

(送電時間等)

第6条 甲は、毎日24時間送電を行うことができるものとする。ただし、対象発電所の点検又は手入れを要する場合は、あらかじめ甲乙協議の上、電力の全部又は一部の供給を休止することができるものとする。

2 甲は、前項に定めるもののほか、保安上やむを得ない場合は乙に協議することなく電力の全部又は一部の供給を休止することができるものとする。この場合は、甲は乙にその旨を直ちに通知するとともに、可能な限り早急に復旧するよう努めるものとする。

(供給電力量の計量及び検針)

第7条 供給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引用電力量計及びその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により計量するものとする。

2 電力量計の検針日は、毎月1日とし、毎月の計量値は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間について行うものとする。

3 乙は一般送配電事業者から通知された計量値を速やかに甲に通知するものとする。

4 電力量計の不具合又はやむを得ない事情により、供給電力量を計量することができない場合の供給電力量については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(記録)

第8条 甲及び乙は、供給電力について必要な事項を明確に記録するものとする。

- 2 前項に定める記録について必要があるときは、甲及び乙は、いつでもその提示を求めることができるものとする。

(予定売却電力量)

第9条 甲の予定売却電力量は、次のとおりとする。ただし、気象等により供給電力量が増減するため、これを保証するものではない。

発電所名	予定売却電力量 (kWh)	
	令和8年度	令和9年度
祝子	48,528,000	41,020,000
上祝子	8,281,000	8,281,000
浜砂	7,670,000	7,670,000
立花	27,827,000	27,827,000
三財	27,436,000	27,436,000
計	119,742,000	112,234,000

- 2 予定売却電力量と実際に甲から乙に供給した電力量に増減が生じた場合においても、乙はその全量の供給を受けるものとし、甲は、予定売却電力量に満たない若しくは予定売却電力量より多いことに関して何らの責任を負わないものとする。

(電力量料金)

第10条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、第7条に定める方法により計量された毎月の供給電力量に以下の電力量料金単価を乗じて得た値に、消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税等相当額」という。)を加えて得た額(1円未満切り捨て)とする。

電力量料金単価 (1 kWh 当たり)	〇〇. 〇〇円 (消費税等相当額を含まない。)
------------------------	----------------------------

(電力量料金の支払い方法)

第11条 甲及び乙は、毎月月初に前月分の料金を算定の上、必要な事項をお互いに確認するものとする。

- 2 甲は、前条によって算定される電力量料金を検針日の翌月10日(以下「請求期日」という。)までに乙に請求し、乙は、同月の末日(以下「支払期日」という。)までに支払うものとする。なお、乙が請求書を請求期日までに受領できなかったときは、請求書を受領した日から20日を経過した日を支払期日とする。ただし、請求期日及び支払期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、それぞれ翌営業日を期日とする。
- 3 乙の責めに帰すべき理由により、前項の規定による支払が遅れた場合には、甲は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に従い計算した額の遅延利息の支払を乙に請求することができる。

- 4 甲は、電力量料金の振込先として金融機関口座を指定し、又は変更する場合は、あらかじめ乙所定の様式にて申込を行うものとする。

(契約保証金)

第12条 乙は、この契約と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

- 2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

(注) 契約保証金が免除される場合

第12条 契約保証金は、免除する。

(運用申合書)

第13条 甲及び乙は、電気の売却に関する運用を円滑に行うための必要事項を定めた運用申合書（以下「申合書」という。）を双方協議して売却開始前までに作成するものとする。

- 2 甲又は乙は、申合書の変更を行う必要がある場合、甲乙協議の上、その内容を変更することができる。

(発電計画の通告)

第14条 前条の申合書の定めに従い、甲は、発電計画等の電力受給上必要な事項を、乙に通告するものとし、乙は、需要予測等の発電運用上必要な事項を、甲に通告するものとする。

- 2 発電計画値は、卸電力市場又は需給調整市場が閉場する直前まで変更することができるものとし、やむを得ない理由により発電計画値の変更を要するときは、当事者の一方は、その相手方に対し、速やかに通告するものとする。

(託送供給等の契約)

第15条 乙は、一般送配電事業者が定めた託送供給等約款に基づく契約が必要となる場合は、乙と一般送配電事業者との間で託送供給契約を滞りなく締結するものとする。

- 2 甲は、乙が指定する発電バランシンググループに所属するものとするが、電力広域的運営推進機関への発電計画等の提出や計画値同時同量に関するインバランス調整及び費用の負担は、乙の責任において行うものとする。

(環境価値の取扱い)

第16条 甲が乙に売却する電気には、非化石価値取引市場で取引対象とされた固定価格買取制度が適用されていない非化石電源の非化石価値（再エネ指定あり）等の環境に係る付加価値（以下「環境価値」という。）を含むものとする。

- 2 前項に定める環境価値は、乙に帰属するものとし、第10条に規定する電力量料金は、環境価値相当分を含むものとする。

- 3 環境価値に係る認定申請等に必要となる手続き及び費用の負担は、全て乙が行うこととする。
- 4 環境価値に関する法令等に改正があった場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(容量市場の取扱い)

- 第17条 甲と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により甲が得る収入については、第10条に規定する電力量料金との精算は行わないものとする。
- 2 前項の契約により電力広域的運営推進機関から甲に課されるリクワイアメント及びアセスメントに関する業務について、乙は運用及び業務への協力を行うものとする。
 - 3 乙の責めに帰すべき事由により容量市場のリクワイアメントの未達成が発生し、甲が電力広域的運営推進機関から経済的ペナルティを科せられた場合は、当該経済的ペナルティについて乙が負担するものとし、その算定及び精算等については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(系統連系受電サービス料金（発電側課金）の取扱い)

- 第18条 甲が所有する対象発電所に対して一般送配電事業者より請求される系統連系受電サービス料金（以下「発電側課金」という。）について、乙は、一般送配電事業者との間で代理回収業務委託契約を締結の上、乙が代理回収業務を受託し、一般送配電事業者を支払うものとする。
- 2 甲から乙への発電側課金の支払いは、発電側課金と同額を発電側課金相当額として第10条に規定する電力量料金に加えた額から相殺することにより行い、発電側課金に係る延滞利息及び契約超過金も同様とする。その他具体的な支払いに関する事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。
 - 3 前項に定める料金には、消費税等相当額を含むものとする。
 - 4 発電側課金等に関する制度等に改正があった場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(契約の効力)

- 第19条 第2条の規定にかかわらず、この契約の条項中、主務官庁の許可、認可又は承認を必要とする事項については、その許可、認可又は承認を受けたときから、その効力を生ずるものとする。

(契約の変更)

- 第20条 天災地変その他予測しない事態発生のため、供給電力が著しく減少し、又は経済情勢の変動その他の事由により、供給条件を継続することが適当でないと認めたときは、甲乙協議の上、契約を変更することができる。

(契約の承継)

- 第21条 甲又は乙は、相手方の承認を得た場合でなければ、第三者に対しこの契約に基づ

く権利又は義務を譲渡し、又は承継させてはならない。

- 2 甲又は乙が第三者と合併し、又はその事業の全部若しくは本契約に関係ある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に文書によりその旨を通知し、相手方の承認を得た場合でなければ、この契約をその承継者に承継してはならない。

(甲の解除権)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力の原因によらないで、供給する見込みがないと甲が認めたとき。
 - (2) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (3) 契約の履行に関し、乙に不正の行為があると甲が認めたとき。
 - (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、当該解除日から契約期間満了の日までの期間に係る電力量料金（予定売却電力量に電力量料金単価を乗じて得た額とする。以下同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。なお、当該解除日が当該月の途中である場合には、当該月の残日数について、当該月の電力量料金の10分の1に相当する額を日割り計算するものとする。この場合、第12条の契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該保証金又は担保をもって違約金に充当するものとする。

- 3 前項の違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

- 4 甲は、前各項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

- 5 甲の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、第2項の違約金の算定に準じて算定される額を、違約金として、乙の指定する期間内に支払うものとする。

(乙の解除権)

第23条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(その他の損害賠償)

第24条 甲又は乙がこの契約に定める条項に違反し、相手方に損害を与えた場合には、相手方が被った損害を賠償しなければならない。ただし、甲又は乙がその責めに帰すべきでないことを証明した場合は、この限りではない。

2 甲又は乙が故意又は過失によって第三者に損害を与えた場合には、その損害を与えた当事者が、第三者の被った損害を賠償しなければならない。

(守秘義務)

第25条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の締結及び履行に当たって知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条令等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りでない。

(補足)

第26条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、企業局会計規程（平成14年企業局企業管理規程第6号）その他関係法令の定めるところによる。

(費用の負担)

第27条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第28条 この契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(規定以外の事項)

第29条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 宮崎県
宮崎県企業局長

松 浦 直 康

乙